

こ支虐第 344 号
令和 6 年 8 月 20 日

各実施団体の長 殿

こども家庭庁支援局長

令和 6 年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業の実施について

標記事業の実施については、別紙「見守り体制強化促進のための広報啓発事業要綱」
により行うこととし、令和 6 年 8 月 20 日から適用することとしたので通知する。

令和6年度見守り体制強化促進のための広報啓発事業実施要綱

第1 事業の目的

児童虐待の未然防止のためには、児童相談所や市町村、民間団体などの関係機関が連携して、地域の見守り体制を強化することが重要であり、これまでも要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されているこども等（以下「要支援児童等」とする。）の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じたこどもの見守り体制を強化する取組への財政支援を実施してきた。

本事業では、要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO法人等に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

第2 事業の実施主体

本事業の実施主体である広域ネットワーク団体は、次のすべての要件を満たす法人格を有する団体とする。

(1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有すること。

ただし、営利を目的とする法人は含まない。

(2) こども食堂、学習支援等（以下、「こども食堂等」という。）を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらのこども食堂等に対する支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有すること。

(3) 全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当していることを要件とする。

① 複数の都道府県において、現にこども食堂等を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。

② 各都道府県においてこども食堂等を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が20団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が5以上の都道府県にまたがっている団体（以下「全国組織団体」という。）

であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でないこと。

第3 事業の内容

以下のいずれも満たす事業であること。

- (1) 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。
- (2) (1)により把握した取組の好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。
- (3) 令和6年度内で終了する事業であること。
- (4) 営利を目的としない事業であること。
- (5) 他に国又は地方公共団体その他の団体等から助成を受けている広域ネットワーク団体にあつては、既に受けている助成による対象経費と本事業の費用助成による対象経費を区分経理して実施すること。
- (6) 次のいずれにも宣誓していること。
 - ① こども家庭庁が行う必要な報告の求め、関係書類等の提出指導、当該広域ネットワーク団体の関係者への質問又は立入検査等の検査に応じること。
 - ② 別に定める公募要綱の規程を遵守すること。

第4 留意事項

事業内容、対象経費等については、以下の点に留意すること。

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) 広域ネットワーク団体の管理運営経費については、経常的な性質を有する経費は対象としないが、専ら対象事業を実施するために必要な部分に限り補助対象とすることができる。
- (3) 経費については、社会通念上相応の単価を用いることとし、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによ

り難い相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を事業計画書に添付すること。

- (4) 対象事業について、他に国又は地方公共団体その他の団体等から補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金等を控除した額を上限とすること。
- (5) 採択決定後において、こども家庭庁が指示する交付申請書や事業実績報告書等が期限内に提出されない場合は、採択の取消を行うこともあるので十分留意すること。
- (6) 不正受給があった場合には、当該広域ネットワーク団体の法人名等を公表することとする。
- (7) 広域ネットワーク団体は事業に掛かる書類の作成、その他本補助金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。

第5 実施主体における責務等

- (1) 実施主体は、事業の申請を行うに際して、実際に事業を行う事業担当者と本事業の経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を制約しなければならないこと。
- (2) 実施主体は、事業が採択された場合及び事業が完了した場合には、実施主体自らが事業の概要及び事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により速やかに公表しなければならないこと。
- (3) 本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

第6 事業の実施方法

国は本事業の実施にあたり、別に定めるところにより事業計画を公募し、有識者で構成される評価委員会において、書面等による審査を行い、採択事業及び基準額を決定する。

第7 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する者とする。